

軽自動車税(種別割)の減免制度

▼問合せ 税務課
☎62-2153

障害に関する各種手帳をお持ちで一定の要件に該当する場合、軽自動車税を減免することができます。対象要件など詳細はお問い合わせください。

今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送で申請を受け付けます。昨年申請を受けた方には減免申請書を郵送します。新たに申請される方はお問い合わせください。

減免を受ける場合は毎年申請が必要です。なお、減免車両は手帳をお持ちの方一人につき一台(普通自動車も含む)に限ります。

申込期限 5月31日(火)

必要書類

- ・納税通知書・障害手帳
- ・運転免許証・印鑑
- ・マイナンバーがわかるもの

5月は自動車税の納期です スマホでも納税できます

▼問合せ 自動車税コールセンター
☎0570-012-229

自動車税(種別割)の納期限は5月31日(火)です。

「寄附ありがとうございました」

▼問合せ 総務課
☎62-2151

令和3年度下半期に次の方からご寄附・ご寄贈がありました。ご趣旨に沿い、有効適切に活用させていただきます。

- 濱中俊之様
- 長島純夫様
- 太陽インキ製造株式会社様(受付順)

その他匿名希望の方からも、多くのご寄附・ご寄贈をいただきました。

春の美化清掃運動

▼問合せ 環境課
☎62-0719

生活環境の保全と公共衛生の向上を図り、快適な環境づくりを進めるため、美化清掃運動を行います。

日時・場所

5月22日(日) 8時30分～

※地域により実施日時・実施場所が異なる場合があります。各区の実施日時・場所については、区長、美化推進委員の方に直接お問い合わせください。

※雨天時の実施の有無についても、同

スマートフォン決済アプリによる納付ができます。また、Webサイト「埼玉県・県税クレジットカード納付サイト」を利用したクレジットカード納付やインターネットバンキング等を利用したペイジー納付、金融機関やコンビニでも納付できます。

埼玉県では、自動車税を納期限までに納税して領収書等を協賛店で提示すると、割引等のサービスが受けられる自動車税「納めてプラス!」キャンペーンを実施しています。

詳しくは、埼玉県ホームページをご確認ください。

※自動車税収入額の一部は、「彩の国みどりの基金」に積み立て、県内のみどりの保全や創出等に活用させていただきます。詳細は、県環境部みどり自然課(☎048-830-13140)へお問い合わせください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

▼問合せ 福祉課
☎62-0716

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯等に対して、速やかに生活・暮らしを支援するため、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金が支給されます。

図書館でマイナンバーカードの申請受付を行います

▼問合せ 町民課
☎62-2154

様です。

活動内容 道路、歩道、公園、水路等の美化清掃(ご家庭のごみは出さないでください)

参加者 地域住民と各種団体

図書館でマイナンバーカードの申請受付を行います

日時

5月26日(木) 9時30分～12時

持ち物

- ・運転免許証等の本人確認書類
- ・通知カード
- ・個人番号カード交付申請書(見つからない場合はご予約時に申し出てください)

予約方法

前日までに役場町民課へご予約ください。

その他

- ・写真撮影無料です。
- ・役場町民課での受付は随時行っています。
- ・申請後、カードができるまで1か月程度かかります。

支給対象者

①住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で嵐山町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯。

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が、住民税非課税水準以下となる世帯。

申請方法

申請方法や申請期限については広報嵐山3月号または町ホームページをご覧ください。また、内閣府コールセンター(☎0120-526-145)土・日・祝日を含む9時から20時まででもお問合せを受けています。

※住民税非課税世帯への支給と、家計急変世帯への支給は、いずれか一方のみとなります。

手話言語条例の制定

▼問合せ 福祉課
☎62-0716

町では、手話は、言語であるとの認識に基づき、ろう者とする者以外の人が、手話によって心を通わせ、お互いを尊重し、共生できる地域社会の実現を目指し、嵐山町手話言語条例を制定し、4月1日より施行しました。

マイナンバーカードの手続きのための特別開庁を実施します

▼問合せ 町民課
☎62-2154

「平日の時間内に来庁できない方へ」マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います。(無料)

日時

5月14日(土)・28日(土)

9時～12時

5月19日(木)

17時15分～19時

※事前にお電話で予約をお願いいたします。予約のない方は待ち時間が長くなる場合があります。

※特別開庁時は、通常の窓口業務(住民票等証明書の発行や住民異動の手続き)はできません。

献血にご協力ください

▼問合せ 健康いきいき課
☎62-6911

血液は、人工的に作る事ができず、長期間の保存もできません。そのため必要な血液を十分に確保しておくためには毎日新しい血液を確保する必要があります。

大切な命を救うためご協力をお願いします。

5月12日は民生委員・児童委員の日

▼問合せ 福祉課
☎62-0716

毎年5月12日～18日は、活動強化週間です。

民生委員・児童委員は援助を必要とする方の福祉全般に関するさまざまな悩みや問題等の相談に応じ、行政や関係機関へのパイプ役を務め、問題解決の手助けをします。

また、さまざまな相談を受けるほか、6月に行う予定の社会調査や、社会福祉協議会の事業に年間を通じて協力しています。

6月1日(水)～7日(火)は水道週間 大切な水と一緒に暮らす日々

▼問合せ 上下水道課
☎62-0728

水道週間は日常のくらしに絶え間なく使われている水道について、理解と関心をさらに深めていただく週間です。上下水道課では、毎日の生活に欠かすことのできない水を安全に安定的にお届けするために、水道事業を推進しております。

耐震診断・耐震改修費用を補助

▼問合せ まちづくり整備課
☎62-0721

昭和三十九年5月31日以前に建築された一戸建て住宅または兼用住宅が対象です。診断・工事着手前の申請が必要です。申請期限は11月30日(水)です。

木造住宅耐震診断

- ・耐震診断費用の2分の1以内の金額を補助(補助の上限は町外業者で3万円・町内業者で3万7千円)

木造住宅耐震改修

- ・耐震診断の結果、安全性の総合評価が1・0未満と判断された住宅
- ・耐震改修費用の3分の1以内の金額を補助(補助の上限は町外業者で20万円・町内業者で25万円)

耐震化促進リフォーム

- ・木造住宅耐震改修工事に併せて行う住宅リフォーム
- ・工事費用の10分の1以内の金額を補助(補助の上限は町外業者で20万円・町内業者で25万円)

※詳細は町ホームページをご覧ください。